

# 「寺社」について

青山 永久

一 廃仏毀釈を断行した維新政府はできるならば神道を国教にしたか  
つたはずである。

天皇を支配体制の中心にすえて、国民統合のシンボルにしていこうとする以上、それは当然であろう。だが列強がキリスト教の解放を要求し、日本国内においてキリスト教の布教が自由に行なわれる保証がなければ、不平等条約の改正はありえないと恫喝する以上、神道の国教化はありえないことになる。

しかしながら政府が神社の国教化や、天皇崇拜を推進することをあきらめたわけではない。それどころか「神道非宗教論」を唱えて、信教の自由と神道国教化とのジレンマの解消をはかったのである。神道を宗教とみなさなければ、神道を国民に強制しても、「信教の自由」に触れることにはならないという論理である。このような論理をとりつつ、維新政府は「天皇崇拜」を中心とする「国家神道」の成立をはかったのである。そのために打ち出した政策が廃仏毀釈であり、「神社合祀令」であった。

「神社合祀令」の結果、伊勢神宮を頂点とする神社組織がつくられ、それまでの地域に神社組織を破壊していくことになるのである。もちろん十万ではきかない数の神社のすみずみまで、官僚としての神官をおくというようなことは現実問題として不可能であり、そこで神社を統合整理して一地域に一つの神社を置くという、神社の統廃合が実施されることになったのである。これは人びとにとって日頃慣れ親しんでいて身近な神の否定であった。

## 二

大正二年公布の内務省令「官国幣社以下神社ノ祭神、神社名、社格、明細帳、境内、創立、移転、廃合、参拝、寄付金、神社等ニ関スル件」をみると、神社組織が伊勢神宮をはじめとする別格官幣社を頂点としたピラミッド型であることがわかる。境内地の大きさなども社格によって定められているのである。

（このような社寺（神社関係が多いのだが）に関する法規は色々あるが、それらは決して統一的な法体系をなしていないことが注目されるべきことである。たとえば神社についての統一的法規（神社法）制定の必要性は、戦前の日本においてしばしば主張され論じられてきたのであるが、ついに体系的な法規である神社法は制定されることなく敗戦をむかえてしまう。

したがって西田広義氏が述べたように「明治以後の神社法制を最も特徴づけるものは、それが統一的法規をもたず、明治維新いらい逐次公布された単行法規―布告・勅令・省令・訓令・告示・通牒・回答等々の集積として存在した点である」。

なぜ統一的な法規ができなかったのか。それは、つくろうとするときまず最初に神社とはなにか、神道とはなにかということの定義から始めなければならず、神道非宗教論を唱える政府としては無理であったということであろう。

## 三

町村の事務報告のなかで、社寺に関する部分は少ない。とくに川

口村の報告は非常に簡単に内容が不明である。それにくらべると藤沢町のほうが詳しく報告されているので、藤沢町を中心にとんな内容の報告があったか紹介したい。それは次のようなものである。

- 一、社寺境内竹木伐採及栽培ニ関スル件
  - 一、社寺修繕ニ関スル件
  - 一、神社財産登録処分ニ関スル件
  - 一、神社予算及決算ニ関スル件
  - 一、総代人更迭ニ関スル件
  - 一、寺院所有土地届ニ関スル件
  - 一、寄付金募集ニ関スル件
  - 一、古墳墓調査ニ関スル件
  - 一、神職ニ関スルモノ
  - 一、明細帳氏子惣代等ニ関スルモノ
  - 一、神社社掌異動ニ依り願届ノ受理（渋谷村）
- 以上の内容に関わる法規としては次のようなものがある。
- 一、社寺取扱方府県へ委任事項（M18・5・20内務省達甲第16号）
  - 一、社寺総代人選挙並ニ収入財産取調方（M14・7・21内務省達乙第33号）
  - 一、官国幣社以下ノ神社ノ祭神、神社名、社格、明細帳、境内、創立、移転、廃合、参拝、寄付金、神礼等ニ関スル件（T2・4・21内務省令第6号）
  - 一、府県社以下ノ神社ノ神職ニ関スル件（M27・2・28勅令第22号）
  - 一、神社財産ニ関スル法律（M41・3・23法律第23号）
  - 一、神社財産ノ登録ニ関スル件（M41・7・20勅令第177号）
  - 一、神社ノ財産登録及管理並会計ニ関スル件（M41・7・20内務省令第12号）
  - 一、社寺境内樹木濫伐禁止（M6・7・2太政官布告第235号）
- これらの法規について全部ではないが簡単に内容紹介をしたい。

「官国幣社以下……神社等ニ関スル件」をみていくと、次のようなことが定められていることがわかる。「神社、建物アル遥拝所及官修墳墓ニ付テハ地方長官ハ別記様式ニ依リ其ノ明細帳ニ通テ調製シ一通ヲ内務大臣ニ通達スヘシ」とあり、その他「神社ハ明細帳ノ記載事項ニ変更ヲ生シタルトキ又は其ノ訂正ヲ要スト認ムルトキハ是ヲ地方長官ニ申出ツヘシ」とある。また境内の竹木伐採に関しては「境内地ニ於テ枯損竹又は障害木竹ヲ採取セムトスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ」と第十七条に書かれている。寄付金については第四十三条にこう書かれている。「神社又神社ノ為メニスル者ニ於テ寄付金ノ募集ヲ為サムトスルトキハ其ノ目的、方法、金額、区域、期間及募集員ノ身元ヲ具シ神社所在地地方長官ノ許可ヲ受ケタル上更ニ募集地地方長官ノ許可ヲ受クヘシ其ノ事項ヲ変更セムトスルトキ亦同シ」。

「神社財産ニ関スル法律」において、「神社財産ノ登録ハ神社所在地ノ地方庁ニ於テ是ヲ為ス」とある。またその後「神社ハ神社財産ヲ処分シタルトキ若ハ其滅失シタルトキ又ハ宝物ニシテ其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ七日以内ニ登録ノ抹消ヲ申請スヘシ」とある。「神社ノ財産登録並会計ニ関スル件」の第八条において、次のように定められている。「神社ハ毎会計年度収入支出予算ヲ定メ年度開始ノ一月前迄ニ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ」、「神社ハ毎会計年度収入支出決算書並資金明細書ヲ調製シ翌年度五月三十一日迄ニ地方長官ニ報告スヘシ」。

#### 【参考文献】

阿満利磨『日本人はなぜ無宗教なのか』ちくま新書 一九九六年  
阪本是丸『国家神道形成過程の研究』岩波書店 一九九四年